

25年目の甲山事件

差し戻し審判決



上

日本弁護士連合会の「目撃証言研究会」で去年四月、奈良女子大の山本登志哉助手(三〇)の実験が報告された。実験はこんな内容だった。

奈良市の幼稚園で、遊びに来ていた三歳児の姿が消えた。ほかの十人の子ともらがビデオを見ている間の出来事だった。その後登園した実習生が子ともらと話していた昼前、三歳児が見つかったと連絡が入った。

山本助手らが事実関係を調べるよう研究室の学生らに指示した。三歳児を連れ出したのは元園長だったが、「実習生が連れ出した」との誤った情報をあらかじめ与えておいた。学生らの子ともらたちから聞き取りを重ねた結果は「子どもらは朝から実習生と折り紙遊びをした後でビデオを見

た。三歳児は途中、一人で部屋を出て行った」という内容に変化していた。

記憶

甲山事件で被告の元保育士(四〇)が「死した男児を連れ出した」とされた状況を想定していた。

三歳児がいなくなっているから登園した実習生がなぜ、朝から来ていたことになったのか。

山本助手は、実習生が事件前日までの一週間、毎朝登園して子どもらと折り紙遊びをしていたことを挙げ、「日常生活の一場面として定着していた記憶に事件当日の記憶が紛れこんだ」と指摘する。実習生と三歳児が同じ時間帯に

在園していたとの前提で質問を繰り返すうち、子どもらは日常の記憶に特定の日の出来事を重ね合わせたというのだ。

甲山事件で、神戸地検が元保育士を再逮捕する決め手としたのは園児らの目撃証言だった。五人の園児が「元保育師がいやがる男児を引きずって連れ出した」となると話したとされるが、事件直後から供述したのは一人だけ。四人は事件から三年以上たった後の再捜査で初めて、取調官に当時の「記憶」を話し始めた。

園児供述の信用性や取調官の誘導の有無をめぐる検察側と弁護側は真つ向から対立した。差し戻し審で特別弁護人として出廷した心理学者は、

一人の園児の法廷証言を分析し、「事件当日と日常の記憶が混同している」と結論づけた。

過去の記憶をたどるよう求められたのは園児ばかりではない。差し戻し審では元保育士のアリバイ管理に十四人の証

甲山事件 「甲山学園」(廃園)の浄化槽から水死体で見つかった園児のうち男児の殺害容疑で、兵庫県警は1974年4月、保育士(当時)を逮捕した。神戸地検は75年9月、不起訴処分としたが、神戸検察審査会の不起訴不当の議決を受けて再捜査し、78年2月に同容疑で再逮捕した。同地検は、保育士が起こした国家賠償請求訴訟で証言した元園長と女性指導員(当時)の神戸地裁は3被告に無罪を言い渡したが、大阪高裁は一審判決を破棄し、同地裁に審理のやり直しを命じた。差し戻し審は93年2月に始まり、去年12月に結審した。

人が法廷に立ち、二十年も前は、二審で「調べが不十分」と指摘され、差し戻し審で初めて審理された。重要な争点として浮上し、審理は約一年

ボランティアの男性は、同じ事務所の仲間が甲山学園にかけた電話の時刻を尋ねられ、細かいことは覚えていない、と証言した。一週間前のことでも忘れていたのに、まして二十年もたっているんだからと男性は振り返った。

兵庫県に住む主婦は、元保育士(廃園)で一九七四年三月、男女の園児二人が水死体で見つかった甲山事件の差し戻し審は二十四日、神戸地裁で判決を迎える。事件発生から二十五日目となった今も決着を見ない異例の長期裁判を

元保育士のアリバイについて検証する。

「覚えてない」繰り返すだけ